

企業会計基準委員会（ASBJ）募集による『IASB 改定公開草案「顧客との契約から生じる収益」に関する意見の募集』への日本船主協会コメント

（社）日本船主協会 H240217

IASB 再公開草案「顧客との契約から生じる収益」に関するコメント【日本船主協会】

	質問項目	改訂公開草案 参照項
問 1	<p>契約に複数の財又はサービスが含まれる契約において、契約に含まれる財又はサービスが区別できる場合に、別個の履行義務として会計処理単位を分けることが提案されている。区別できると判断するための一定の要件の提案に同意するか。同意しない場合、その理由は何か。</p>	27～29 項
答	<p>基本的には同意するが、29 項における“非常に”、“著しく”、“大幅に”が示す程度が具体的でなく、実務上の判断が難しい。又、同項において示されている2つの要件は、両方ではなくその何れかが満たされれば、財又はサービスの束が区別できないと考えるべきである。</p>	
問 2	<p>収益認識の時期については、2 つの種類の履行義務（(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務と(2) 一時点で充足される履行義務）に区分して判断することが提案されている。提案では(1)の履行義務に区分されるための要件が定められており、当該要件に該当しなければ(2)の履行義務と判断されるが、これに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。</p>	IN38 項 35～36 項
答	<p>① 「一定の期間にわたり充足される履行義務」と「一時点で充足される履行義務」の2種類の履行義務に区分する提案は一つの考えられるアプローチであり反対はしないものの、「一定の期間にわたり充足される履行義務」に関する第35項(b)(ii)の要件は、不適切に、企業の判断余地を狭める内容になっており見直しが必要と考える。特に、「履行義務の移転を妨げる潜在的な制約を無視しなければならない」という要求は、「履行義務の移転」を妨げる潜在的な制約を無視しえない場合に取引の経済実態を反映しない会計処理となる為、削除すべきである。又、BC97は、輸送サービスを「一定の期間にわたり充足される履行義務」に分類することを示唆しているが、多様な事業モデル(輸送手段、航海パターン等)に合わせた合理的な判断の結果として進行基準と完了基準が並存せざるをえない海運業のような業態もあり、例示として適当でない。</p> <p>② 履行義務の提供に要する期間が短期であれば、収益認識が、完了基準であっても進行基準であっても、計上額に重要性のある差が生じることは想定されず、従って、会計処理法統一による比較可能性の向上というベネフィットがそれほど大きくならないケースも生じうる。一方で、収益認識方法の変更には会計部門のみならず営業部門におけるシステムや業務プロセスの変更が必要となり、対応の為の実務負担・コストは膨大になることが予想される。従って、そのようなデメリット(企業の)に見合うだけのベネフィット(財務諸表の利用者)が生じるかどうかの検討を慎重に行うべきである。例えば、短期の取引については、進行基準、完了基準の何れでも認められる例外規定を設ける等の工夫により、コスト・ベネフィット バランスの改善を図ることを検討すべきである。</p>	

問 5	<p>一定の期間にわたり充足される履行義務で、かつ、契約開始時において1年超の期間にわたり充足すると見込まれる履行義務について、当該履行義務の充足に関して損失が見込まれる場合には、負債及び対応する費用を認識すべきであると提案されている。これに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。</p>	IN38 86 項
答	<p>全ての履行義務を対象とすることは実務上の対応が困難である為、実務上の便宜として、不利テストの範囲を「1年超の期間にわたり充足すると見込んでいる履行義務」に限定したことについては同意する。</p>	
問 7	<p>年度の開示では、収益の認識基準等の定性的情報に加え、定量的な情報の開示(収益の分解表示、契約資産・負債の調整表、未充足の履行義務の満期分析、契約コストや不利な履行義務による債務の情報等)が提案されている。これに同意するか。同意しない場合、これらのうち、利用者が得る当該情報からの便益と、情報の作成及び監査のコストが見合っていないと考えられる開示項目は何か。</p>	109～129 項
答	<p>同意しない。現在求められている情報を親会社のみならず連結子会社は持っていない。求められていることに対応するためには、企業は多大な労力とコストを投入しなければならず、コスト・ベネフィットのバランスが欠けている。</p>	
問 8	<p>中間財務報告(我が国では四半期財務諸表及び中間財務諸表)において要求される開示の範囲の提案に同意するか。同意しない場合、提案されている開示のうち、利用者が得る当該情報からの便益と、情報の作成及び監査のコストが見合っていないと考えられる開示項目は何か。</p>	IN38
答	<p>問7の回答と同じ。</p>	